

委員会の廃止及び設置について

平成 21 年 8 月 26 日
情報通信審議会事務局

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会の廃止

平成二十一年八月二十六日

情報通信審議会情報通信政策部会決定第十号

情報通信審議会情報通信政策部会決定第八号（平成二十一年二月十五日）は、廃止する。

(案)

(参考)

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会の設置

平成二十年二月十五日

情報通信審議会情報通信政策部会決定第八号

本部会に、「通信・放送の総合的な法体系の在り方」(平成二十年諮問第十四号)に関する専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

一 名 称

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会

二 構 成

- 1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもつて構成する。
- 2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。
- 3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおく。
- 4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。
- 5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

三 関係者の出席等

- 1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。
- 2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。

(案)

通信・放送の融合・連携環境における標準化政策に関する検討委員会の設置

平成二十一年八月二十六日
情報通信審議会情報通信政策部会決定第十一号

本部会に「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方」(平成二十一年諮問第十六号)に関する専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

一 名 称

検討委員会

二 構 成

- 1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもつて構成する。
- 2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。
- 3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理を置く。
- 4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。
- 5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

三 関係者の出席等

- 1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対して出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。
- 2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。